

富士見市特別支援教育就学奨励費支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号。以下「法」という。）の趣旨にのっとり、支援学級就学者等の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、予算の範囲内において当該児童又は生徒の就学に要する費用の一部を支給することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 就学奨励費 経済的な理由により就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対し、当該児童又は生徒の就学に必要な援助を行うための費用をいう。
- (2) 支援学級就学者等 ア又はイのいずれかに該当する児童又は生徒をいう。
ア 富士見市立学校設置条例（昭和43年条例第31号）別表第1に定める小学校又は同条例別表第2に定める中学校（以下「市立学校」という。）の特別支援学級（学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条第2項に規定する特別支援学級をいう。）に就学する児童又は生徒
イ 市立学校に在籍し、かつ、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童又は生徒
- (3) 保護者 支援学級就学者等に対して親権を行う者、未成年後見人その他の者で、支援学級就学者等を現に監護するものをいう。

(支給対象者)

第3条 就学奨励費の支給対象者は、保護者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設、指定療養機関等に入所し、又は入院している支援学級就学者等の保護者で、当該施設等において就学に係る措置費又は療育の給付を受けているもの
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する教育扶助を受

けている者

(3) 富士見市就学援助費支給要綱（平成17年告示第16号）に基づく就学援助費の支給を受けている者

（支給対象費目等）

第4条 就学奨励費の支給の対象となる費目及び支給の対象となる経費は、次に掲げる支弁区分に応じ、別表のとおりとする。

(1) 第Ⅰ段階 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号。以下「令」という。）第2条第1号に規定する区分

(2) 第Ⅱ段階 令第2条第2号に規定する区分

(3) 第Ⅲ段階 令第2条第3号に規定する区分

（支弁区分の認定申請）

第5条 就学奨励費の支給を受けるために支弁区分の認定を受けようとする保護者は、富士見市特別支援教育就学奨励費支弁区分認定申請書兼収入額・需要額調書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

（支弁区分の認定決定等）

第6条 市長は、前条の規定により申請があったときは、速やかにその内容を審査の上、支弁区分の認定決定を行うものとする。

2 市長は、前項の認定決定を行ったときは、富士見市特別支援教育就学奨励費支弁区分認定決定通知書（様式第2号）により保護者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により認定決定を行ったときは、その結果を支援学級就学者等が在席する市立学校の校長（以下「学校長」という。）に報告するものとする。

（認定期間）

第7条 前条の規定により支弁区分の認定決定を受けた者（以下「被認定者」という。）が就学奨励費の支給を受けることができる期間（以下「認定期間」という。）は、認定の申請をした日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。）とする。

2 年度の途中において支援学級就学者等の要件を満たす者に係る認定期間の適用については、前項中「4月1日」とあるのは、「支援学級就学者等となった日」とする。

(支給方法等)

第8条 就学奨励費は、被認定者に支給するものとする。ただし、被認定者が就学奨励費の受給を学校長に委任したときは、当該学校長は、これを直接受領することができる。

2 被認定者は、前項の支給を受けるに当たっては、別に定める期日ごとに、支出した経費の内容が分かる書類（修学旅行費及び校外活動費に係る書類にあっては、学校長が作成したもの）を添付した請求書を市長に提出するものとする。

(変更届)

第9条 被認定者は、第5条の規定により提出した申請内容に変更が生じたとき、又は就学奨励費の受給を辞退しようとするときは、遅滞なく、富士見市特別支援教育就学奨励費受給者状況変更届（様式第3号）を市長に提出するものとする。

(認定決定の取消し)

第10条 市長は、被認定者が次の各号のいずれかに該当したときは、第6条第1項の認定決定を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する支給対象者の要件を欠いたとき。
- (2) 前条の規定による辞退を届け出たとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により就学奨励費の支給を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により認定決定を取り消したときは、富士見市特別支援教育就学奨励費支弁区分認定決定取消通知書（様式第4号）により当該被認定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により認定決定を取り消したときは、学校長に報告するものとする。

(返還)

第11条 市長は、被認定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、既に支給した就学奨励費の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 第9条の規定により変更届を提出した場合において既に支給した就学奨励費に返還額が生じたとき。
- (2) 前条第1項の規定により認定決定を取り消した場合において当該取り消した日以後に支給した就学奨励費があるとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年1月1日から施行する。

別表(第7条関係)

支給対象費目	支弁区分	支給対象経費
学用品・通学用品費	第Ⅰ段階及び 第Ⅱ段階	通常必要とする学用品又は通学用品の購入費
校外活動費	第Ⅰ段階及び 第Ⅱ段階	支援学級就学者等が学校行事として校外活動 (修学旅行を除く。)に参加するために直接 必要な交通費、宿泊費及び見学科
新入学児童生徒学用品・通学用品費	第Ⅰ段階及び 第Ⅱ段階	新たに入学する支援学級就学者等が通常必要 とする学用品及び通学用品の購入費
修学旅行費	第Ⅰ段階及び 第Ⅱ段階	修学旅行に要する経費のうち、修学旅行に直 接必要な交通費、宿泊費及び見学科並びに修 学旅行に必要な経費として均一に負担すべき こととなる記念写真代、医療品代、旅行傷害 保険料、添乗員経費、しおり代、荷物輸送 料、通信費及び旅行取扱料金
学校給食費	第Ⅰ段階及び 第Ⅱ段階	学校給食に要する費用
通学費	第Ⅰ段階から 第Ⅲ段階まで	通学に要する費用